

令和5年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市洞戸通元寺水源池・出合取水井	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市菅谷消防団詰所	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 6月
水質検査委託機関名称		2回目 12月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
43 1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和5年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市洞戸北浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市芳兵衛パーク飛瀬公園	
水源種別	地下水 (表流水 湧き水 その他)	健康診断(検便)実施月
浄水方法	(塩素滅菌) (緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他)	1回目 6月
水質検査委託機関名称		2回目 12月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和5年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市洞戸小瀬見浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市小瀬見墓地前消火栓	
水源種別	地下水 (表流水 湧き水 その他)	健康診断(検便)実施月
浄水方法	(塩素滅菌) (緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他)	1回目 6月
水質検査委託機関名称		2回目 12月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					4	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。